

平成27年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧

合計88件（予算議案35件・条例議案31件・一般議案6件・道路議案2件・人事議案14件）

《予算議案》

議案第1号～議案第15号

（内容）

- ・ 平成26年度さいたま市一般会計補正予算 1件
- ・ 平成26年度さいたま市特別会計補正予算 11件
- ・ 平成26年度さいたま市病院事業会計補正予算 1件
- ・ 平成26年度さいたま市下水道事業会計補正予算 2件

議案第16号～議案第35号

（内容）

- ・ 平成27年度さいたま市一般会計予算 1件
- ・ 平成27年度さいたま市特別会計予算 16件
- ・ 平成27年度さいたま市水道事業会計予算 1件
- ・ 平成27年度さいたま市病院事業会計予算 1件
- ・ 平成27年度さいたま市下水道事業会計予算 1件

《条例議案》

議案第36号 さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局総務部総務課）

市長マネジメントの強化・充実を図るため、都市戦略本部の機能を強化するとともに、市民協働の更なる推進とスポーツ・文化施策の取組強化を図るため、市民局及びスポーツ文化局の設置等、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 市民局及びスポーツ文化局の設置
 - ・ 市長の権限に属する事務を分掌させるため、局相当の組織として市民局及びスポーツ文化局を設置するもの。
- 2 分掌事務
 - (1) 都市戦略本部に次の事務を分掌させることとするもの。
 - ア 市の総合計画に関すること。
 - イ 重要事項の調査及び企画に関すること。
 - (2) 総務局に次の事務を分掌させることとするもの。
 - ・ 危機管理に関すること。
 - (3) 市民局に次の事務を分掌させることとするもの。
 - ア 市民生活に関すること。
 - イ 地域振興に関すること。
 - ウ 区政に関すること。
 - (4) スポーツ文化局に次の事務を分掌させることとするもの。
 - ア スポーツの振興に関すること。
 - イ 文化の振興に関すること。

（施行期日） 平成27年4月1日

議案第 37 号 さいたま市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局総務部総務課)

行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 行政指導の方式

- ・ 行政指導をする際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、相手方に対し当該権限を行使し得る根拠等を示さなければならないこととするもの。

2 行政指導の中止等の求め

- (1) 法令の違反行為の是正を求める行政指導（法律又は条例に基づくものに限る。）の相手方は、当該法律又は条例の要件に適合しないと思料するときは、市の機関に対しその旨を申し出て、当該行政指導の中止等を求めることができることとするもの。
- (2) 申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、当該要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止等の必要な措置をとらなければならないこととするもの。

3 処分等の求め

- (1) 何人も、一定の違反事実がある場合に、その是正のためにされるべき一定の処分等がされていないと思料するときは、当該処分等をする権限を有する行政庁等に対しその旨を申し出て、当該処分等をすることを求めることができることとするもの。
- (2) 申出を受けた行政庁等は、必要な調査を行い、必要があると認めるときは当該処分等をしなければならないこととするもの。

(施行期日) 平成 27 年 4 月 1 日

議案第 38 号 さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

さいたま市定員管理計画及びさいたま市立病院中期経営計画に基づく市長の事務部局、教育委員会の事務部局等及び水道事業管理者の事務部局の職員の定数の見直し並びに配偶者同行休業制度の実施に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 各機関における職員の定数の改正

区分	定数		
	現行	改正後	増減員数
市長の事務部局の職員（市立病院の職員を除く。）	5, 306人	5, 380人	74人
市立病院の職員	725人	781人	56人
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	1, 317人	1, 297人	△20人
水道事業管理者の事務部局の職員	396人	376人	△20人

2 定数外の職員とすることができる職員の追加

- ・ 配偶者同行休業をしている職員は、定数外の職員とすることができることとするもの。

(施行期日) 平成 27 年 4 月 1 日

議案第 39 号 さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

地方公務員法の一部改正に伴い、配偶者同行休業制度を実施するため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- 1 配偶者同行休業の承認
 - ・ 任命権者が、職員の申請に基づき、配偶者同行休業の承認をすることができることとするもの。
- 2 配偶者同行休業の期間
 - ・ 配偶者同行休業の期間を3年とするもの。
- 3 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由
 - ・ 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由を、外国での勤務等とするもの。
- 4 配偶者同行休業の承認の申請
 - ・ 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならないこととするもの。
- 5 配偶者同行休業の期間の延長
 - ・ 配偶者同行休業をしている職員は、配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができることとするもの。
- 6 配偶者同行休業の承認の取消事由
 - ・ 配偶者同行休業の承認の取消事由を、配偶者が外国に滞在しないこと等とするもの。
- 7 届出
 - ・ 配偶者同行休業をしている職員は、配偶者が死亡した場合等には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならないこととするもの。
- 8 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用
 - ・ 任命権者は、配偶者同行休業に係る期間において、任期を定めた採用又は臨時的任用を行うことができることとするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第40号 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 平成26年度における市議会議員の期末手当の支給割合の引上げ
 - ・ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の155から100分の170とするもの。
- 2 平成27年度以後における市議会議員の期末手当の支給割合の配分変更

- (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の140から100分の147.5とするもの。
- (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の170から100分の162.5とするもの。

3 適用

- ・ 1については、平成26年12月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日(2については、平成27年4月1日)

議案第41号 さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 規定の整備

- ・ 教育委員会制度の改正により、委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれ、委員長が廃止されることに伴い、委員長の報酬の額に係る規定を削除するもの。

2 経過措置

- ・ この条例の施行の際現に在職する教育長が在職する間について、1による改正前の条例の規定は、その効力を有することとするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第42号 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市長等の期末手当の支給割合を引き上げるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うもの。

(内容)

1 平成27年度以後における市長等の期末手当の支給割合の引上げ

- (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の140から100分の147.5とするもの。
- (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の155から100分の162.5とするもの。

2 教育長に係る規定の整備

- ・ 「市長等」に「教育長」を加え、教育長の給与についてこの条例を適用することとするもの。

3 経過措置

- ・ この条例の施行の際現に在職する教育長の給与については、1及び2による改正後の条例の規定を適用しないこととするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第43号 さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

市人事委員会の報告及び勧告を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 一般職の職員の給与改定

(1) 初任給調整手当の引上げ

- ・ 初任給調整手当の支給限度額を30万6,000円から30万7,000円に引き上げるもの。

(2) 通勤手当の見直し

- ・ 交通用具使用者に係る通勤手当について、手当額を改定するとともに、使用距離区分の見直しを行うもの。

(3) 勤勉手当の支給割合の引上げ

ア 平成26年度における勤勉手当の支給割合を、次のように引き上げるもの。

		12月支給分	
		改正前	改正後
再任用以外の職員	一般職員	67.5/100	82.5/100
	特定管理職員	87.5/100	102.5/100
再任用職員	一般職員	32.5/100	37.5/100
	特定管理職員	42.5/100	47.5/100

イ 平成27年度以後における勤勉手当の支給割合を、次のように改めるもの。

		6月支給分		12月支給分	
		改正前	改正後	改正前	改正後
再任用以外の職員	一般職員	67.5/100	75/100	82.5/100	75/100
	特定管理職員	87.5/100	95/100	102.5/100	95/100
再任用職員	一般職員	32.5/100	35/100	37.5/100	35/100
	特定管理職員	42.5/100	45/100	47.5/100	45/100

(4) 給料表の改定

- ・ 給料月額の上上げを行うため、給料表の改定を行うもの。

(5) 単身赴任手当の支給対象の見直し

- ・ 再任用職員に適用することとするもの。

2 特定任期付職員の給料表及び期末手当の改定

(1) 給料表の改定

- ・ 特定任期付職員の給料月額の上上げを行うため、給料表の改定を行うもの。

(2) 期末手当の支給割合の引上げ

ア 平成26年度における期末手当の支給割合を、次のように引き上げるもの。

	12月支給分	
	改正前	改正後
特定任期付職員	155/100	170/100

イ 平成27年度以後における期末手当の支給割合を、次のように改めるもの。

	6月支給分		12月支給分	
	改正前	改正後	改正前	改正後
特定任期付職員	140/100	155/100	170/100	155/100

3 適用

- ・ 1(1)、(2)及び(4)並びに2(1)については平成26年4月1日から、1(3)ア及び2(2)アについては同年12月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日(1(3)イ及び(5)並びに2(2)イについては、平成27年4月1日)

議案第44号 さいたま市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

赴任に関する定義を明確にするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うもの。

(内容)

1 赴任に関する定義の明確化

- ・ 赴任旅費の支給対象となる職員を明確にするため、本市の要請により国家公務員等から引き続き職員となったものその他任用の事情を考慮し市長が別に定めるものと規定するもの。

2 教育長に関する規定の整備

- ・ 「市長等」に「教育長」を加え、教育長の旅費についてこの条例を適用することとするもの。

3 経過措置

- ・ この条例の施行の際現に在職する教育長の旅費については、2による改正後の条例の規定を適用しないこととするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第45号 さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 規定の整備

- ・ 条例で引用している独立行政法人通則法「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改めるもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第46号 さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

建築基準法の一部改正による構造計算適合性判定制度の見直し及び住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価の性能表示事項の範囲の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 不還付及び減免規定の整備

- ・ 構造計算適合性判定に係る手数料の廃止に伴い、手数料の不還付及び減免の規定を整備するもの。

2 構造計算適合性判定に係る手数料の廃止

- ・ 建築基準法の一部改正により、建築主事が指定構造計算適合性判定機関等に構造計算適合性判定を求めることを要しなくなったもの。

3 手数料の新設

事務の種類	手数料の額
建築主事による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	1件につき 120,000円
長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書のあるもの	1戸につき次に掲げる額を申請戸数で除して得た額
(1) 一戸建てのもの	23,000円
(2) 一戸建て以外のもの	
ア 床面積の合計が500平方メートル以下のもの	72,000円
イ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	112,000円
ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの	207,000円
エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	350,000円
オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	535,000円
カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	969,000円
キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	1,321,000円
ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,597,000円

4 規定の整備

- ・ 条例中で引用している建築基準法の条項等を整備するもの。

(施行期日) 平成27年6月1日等

議案第47号 さいたま市公共施設マネジメント基金条例の制定について

(所管課所・都市戦略本部行財政改革推進部)

市の公共施設の計画的な保全及び更新に必要な経費の財源に充てるため、新たに基金を設置するもの。

(内容)

1 積立て

- ・ 基金として積み立てる額は、予算で定める額とするもの。

2 繰替運用

- ・ 財政上必要があると認めるときは、歳入歳出現金に繰り替えて運用することができることとするもの。

3 処分

- ・ 基金は、市の公共施設の計画的な保全又は更新に必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第48号 さいたま市文化芸術都市創造基金条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課)

文化芸術都市の創造に関する施策の推進に必要な経費の財源に充てるため、新たに基金を設置するもの。

(内容)

1 積立て

- ・ 基金として積み立てる額は、寄附金及び積立金で予算に計上した額とするもの。

2 繰替運用

- ・ 財政上必要があると認めるときは、歳入歳出現金に繰り替えて運用することができることとするもの。

3 処分

- ・ 基金は、文化芸術都市の創造に関する施策の推進に必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとするもの。

4 さいたま市文化財産等取得基金条例の廃止及び経過措置

- ・ さいたま市文化財産等取得基金条例は廃止し、廃止前のさいたま市文化財産等取得基金条例の規定により積み立てられた現金、債券、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなすこととするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第49号 さいたま市教育委員会委員定数条例及びさいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局管理部教育総務課)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市教育委員会委員定数条例の一部改正

- ・ 教育委員会の委員の定数について「6人」を「5人」に改めるもの。

2 さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正

- ・ 条例で引用している地方教育行政の組織及び運営に関する法律「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改めるもの。

3 経過措置

- ・ この条例の施行の際現に在職する教育長が在職する間について、教育委員会の委員の定数については、なお従前の例によることとするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第50号 さいたま市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局管理部教育総務課)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長は一般職から常勤の特別職となり、職務に専念する義務について規定されたことから、その特例について新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 趣旨

- ・ 職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとするもの。

2 職務に専念する義務の免除

- ・ 教育長は研修を受ける場合等においては、あらかじめ市教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることが出来るもの。

3 経過措置

- ・ この条例の施行の際現に在職する教育長については、適用しないものとするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第51号 さいたま市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局管理部教育総務課)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が一般職から常勤の特別職となることから勤務時間その他の勤務条件について、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 勤務条件

- ・ 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例によることとする。この場合において、勤務時間その他の勤務条件に係る命令及び承認については市教育委員会が行うものとするもの。

2 経過措置

- ・ この条例の施行の際現に在職する教育長については、適用しないものとするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第52号 さいたま市教育職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部高校教育課)

地方公務員法の一部改正に伴い、市費負担に係る教育職員に配偶者同行休業制度を実施するため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- ・ 教育職員の配偶者同行休業の取扱い

- ・ 教育職員の配偶者同行休業の取扱いについては、県の教育職員の例によることとするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第53号 さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局管理部教育総務課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの市長等特別職への答申を踏まえ、教育長の期末手当の支給割合を引き上げるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例を廃止するもの。

(内容)

1 条例の廃止

- ・ 教育長の給与等の支給根拠が教育公務員特例法第16条第2項から地方自治法第204条第3項に変更されることから条例を廃止するもの。

2 経過措置

(1) この条例の施行の際現に在職する教育長の在職の間は、廃止前のさいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有するものとするもの。

(2) 平成27年度以後における教育長の期末手当の支給割合の引上げ

ア 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の140から100分の147.5とするもの。

イ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の155から100分の162.5とするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第54号 さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局保育部保育課)

児童福祉法の一部改正及び子ども・子育て支援法の制定に伴い、保育を必要とする児童を保育所の入所対象とし、及び保育所の使用料として利用者負担額を徴収するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 規定の整備

- ・ 「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改めるもの。

2 利用者負担額の徴収

- ・ 市長は、保育所から保育を受けた児童の支給認定保護者から利用者負担額を徴収することとするもの。

3 利用者負担額の減免

- ・ 市長は、特に必要と認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができるものとするもの。

(施行期日) 子ども・子育て支援法の施行の日

議案第55号 さいたま市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局保育部保育課)

児童福祉法の一部改正及び子ども・子育て支援法の制定に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行するため、旧制度の保育の実施基準を定めている本条例を廃止するもの。

(施行期日) 子ども・子育て支援法の施行の日

議案第56号 さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の制定について

(所管課所・子ども未来局保育部保育課)

子ども・子育て支援法の制定に伴い、支給認定保護者の利用者負担額を定めるため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- ・ 利用者負担額
- ・ 政令で定める額を限度として、規則で定めるものとするもの。

(施行期日) 子ども・子育て支援法の施行の日

議案第57号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を定める条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、同法附則第14条第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る経過措置を定めるため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る経過措置
- ・ 介護保険法の規定による介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年4月1日から実施するための経過措置を定めるもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第58号 さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例の制定について

(所管課所・環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課)

産業廃棄物処理施設の設置等に関し、事業計画の事前公開並びに事業計画者及び関係住民等の相互理解の促進に関する手続等を定めることにより、紛争の予防及び調整を図るとともに、市民の良好な生活環境の確保に寄与するため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 事前手続の実施

(1) 事業計画書の提出

- ア 事業計画者は、事業計画書を市長に提出しなければならないとするもの。
- イ 市長は、関係地域を設定し、事業計画書等を公告及び縦覧することとするもの。
- ウ 事業計画者は、これらについての説明会を開催しなければならないこととするもの。

(2) 意見書の提出等

- ア 事業計画書等に意見を有する関係住民等は、意見書を市長に提出することにより、その意見を述べるができることとするもの。
- イ 事業計画者は、これらの意見について見解書を作成し、市長へ提出するとともに、その内容を関係住民等に周知しなければならないこととするもの。

(3) 審査結果通知

- ア 市長は、事業計画書等の審査結果を事業計画者に通知することとするもの。

イ 事業計画者は、審査結果を踏まえ、必要な措置を講じ、その内容を市長に報告しなければならないとするもの。

ウ 市長は、産業廃棄物処理施設設置等承認書を事業計画者に交付することとするもの。

2 環境保全協定の締結

- ・ 市長は、事業計画者と関係住民等に環境保全協定の締結を求めることができることとするもの。

3 あっせん

- ・ 市長は、事業計画者又は関係住民等の申請に基づき、紛争を解決するためのあっせんをすることができることとするもの。

4 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理

- ・ 産業廃棄物処理施設を設置した者は、産業廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めなければならないこととするもの。

5 さいたま市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会の設置

- ・ 市長の諮問に応じ、紛争の予防及び調整について、調査審議するため、さいたま市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会を設置するもの。

6 勧告及び公表

- ・ 市長は、この条例に定める手続等に違反した事業計画者に対し、必要な措置を講じるべきことを勧告し、勧告に従わなかったときは、公表することができることとするもの。

7 適用除外

- ・ 移動式の産業廃棄物処理施設その他の産業廃棄物処理施設で規則で定めるものは、条例の適用除外とするもの。

(施行期日) 平成27年7月1日

議案第59号 さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部食品安全推進課)

先般発生した冷凍食品への農薬混入事案により食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針が一部改正されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 報告すべき情報の範囲の拡大
- ・ 健康被害につながるおそれが否定できない異物混入等の情報について、営業者に対し、保健所等への報告を義務付けるもの。

(施行期日) 平成27年7月1日

議案第60号 さいたま市清掃センター条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局施設部環境施設課)

平成27年4月1日よりさいたま市桜環境センターが稼働することに伴い、さいたま市鈴谷清掃工場及びさいたま市岩槻環境センターを廃止するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ さいたま市鈴谷清掃工場及びさいたま市岩槻環境センターの廃止
- ・ さいたま市鈴谷清掃工場及びさいたま市岩槻環境センターに係る規定を削るもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第61号 さいたま市人形資料等選考評価委員会条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課文化施設建設準備室)

市が収集する人形資料等に係る選考及び評価に関し、必要な事項を調査審議する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 市長の諮問に応じ、市が収集する人形資料等に係る選考及び評価に関し必要な事項について調査審議するため、「さいたま市人形資料等選考評価委員会」を設置するもの。

2 組織

- (1) 委員の定数を6人以内とするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱することとするもの。

3 任期

- ・ 委員の任期は2年とし、再任を妨げないこととするもの。

4 臨時委員

- ・ 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとするもの。

5 委員長

- ・ 委員会に委員長を置き、その職務を定めるもの。

6 会議

- (1) 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となることとするもの。
- (2) 委員会は、過半数の委員及び臨時委員の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。

7 会議の公開

- ・ 会議は、公開とすることとするもの。ただし、人形資料等の選考及び評価に係る審議の手續は、公開しないこととするもの。

8 守秘義務

- ・ 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととするもの。

9 庶務

- ・ 委員会の庶務は、スポーツ文化局において処理することとするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第62号 さいたま市盆栽資料等選考評価委員会条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部大宮盆栽美術館)

大宮盆栽美術館に収蔵する盆栽資料等の収集に係る選考及び評価に関し、必要な事項を調査審議する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 市長の諮問に応じ、大宮盆栽美術館に収蔵する盆栽資料等の収集に係る選考及び評価に関し必要な事項について調査審議するため、「さいたま市盆栽資料等選考評価委員会」を設置するもの。

2 組織

- (1) 委員の定数を6人以内とするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱することとするもの。

3 任期

- ・ 委員の任期は2年とし、再任を妨げないこととするもの。

4 臨時委員

- ・ 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとするもの。

5 委員長

- ・ 委員会に委員長を置き、その職務を定めるもの。

6 会議

- (1) 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となることとするもの。
- (2) 委員会は、過半数の委員及び臨時委員の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。

7 会議の公開

- ・ 会議は、公開とすることとするもの。ただし、盆栽資料等の選考及び評価に係る審議の手續は、公開しないこととするもの。

8 守秘義務

- ・ 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととするもの。

9 庶務

- ・ 委員会の庶務は、スポーツ文化局において処理することとするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第63号 さいたま市土地利用審査会条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部開発調整課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における国土利用計画法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 規制区域の指定等に係る議決人数の特例

- ・ 規制区域の指定等に係る事務権限が埼玉県から移譲されることに伴い、規制区域の指定等に係る確認の議事について、議決人数の規定を新たに設けるもの。

2 規定の整備

- ・ 「会長」を「議長」に改めるもの。

(施行期日) 平成27年4月1日(2については、公布の日)

議案第64号 さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部みどり推進課)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律における独立行政法人森林総合研究所法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 許可不要の者の改正
 - ・ 風致地区内における建築物の建築等の行為について、市長の許可を要しない者のうち、「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改めるもの。
(施行期日) 平成27年4月1日

議案第65号 さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

さいたま都市計画地区計画の変更に伴い、区域内の制限を変更するとともに、適用区域を追加するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 制限の変更

- ・ 次の地区整備計画が変更されたことに伴い、区域内の建築物の制限を変更するもの。
 - ア 浦和東部第二北地区地区整備計画区域
 - イ 浦和東部第二中地区地区整備計画区域
 - ウ 浦和東部第二南地区地区整備計画区域
 - エ 岩槻南部新和西地区地区整備計画区域

2 適用区域の追加

- ・ グリーングレスト岩槻地区地区整備計画区域を本条例の適用区域に追加するもの。

3 建蔽率の最高限度に係る緩和規定の適用除外

- ・ 建築物に対する建蔽率の最高限度を緩和する規定は、グリーングレスト岩槻地区地区整備計画区域内の建築物に適用しないこととするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第66号 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・水道局業務部水道総務課)

近年の遠方への職員の派遣実績を踏まえ、単身赴任手当を新設するとともに、地方公務員法の一部改正に伴う配偶者同行休業制度の実施を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 単身赴任手当の新設

- ・ 公署を異にする異動に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に、配偶者の住居から新たな勤務先までの距離等を考慮して、支給するもの。

2 配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与

- ・ 配偶者同行休業を取得している期間において、給与を支給しないこととするもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

《一般議案》

議案第67号 議決事項の一部変更について（防災行政無線（移動系）デジタル化再構築整備工事請負契約）

(所管課所・総務局危機管理部防災課)

平成25年6月議会において議決を得た防災行政無線(移動系)デジタル化再構築整備工事請負契約について、当初設計時から電波利用計画が変更されたことに伴い、工事仕様及び工期の見直しを行う必要が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

1 契約の相手方

日本無線・ユーテック・マルチメディアシステム特定共同企業体

2 変更内容

	契約金額
変更前	11億9,332万5,000円
変更後	12億3,833万9,400円

議案第68号 議決事項の一部変更について(さいたま市新クリーンセンター整備事業建設工事請負契約)

(所管課所・環境局施設部新クリーンセンター建設準備室)

平成22年6月議会において議決を得たさいたま市新クリーンセンター整備事業建設工事請負契約について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

1 契約の相手方

新日鉄住金エンジニアリング・極東開発・奥村組特定設計建設共同企業体

2 変更内容

	契約金額
変更前	289億6,950万円
変更後	290億9,802万円

議案第69号 裁判上の和解について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育課)

市立高等学校のグラウンドで散水システムを使用してまかれた水に当たり右眼を負傷したことにより生じた損害賠償請求において、裁判上の和解をすることについて議決を求めるもの。

(内容)

・ 和解の主な内容

- (1) 市は、原告に対し、本件事故が発生したことについて遺憾の意を表す。
- (2) 市は、さいたま市立の各高等学校において、生徒がグラウンドの散水システムを使用してまかれた水に当たって受傷する事故が再発しないように引き続き努める。
- (3) 市は、原告に対し、本件和解金として400万円の支払義務があることを認める。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告と市は、双方の間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

議案第70号 調停を成立させることについて

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

申立人の所有する土地が権原なく道路として使用されていることによる土地の明渡し請求において、調停を成立させることについて議決を求めるもの。

(内容)

・ 調停条項の主な内容

- (1) 市は、申立人から、土地を取得するため、申立人に対し、総額3,976万6,500円を支払う。
- (2) 申立人は、その余の申立てを取り下げる。
- (3) 申立人及び市は、双方の間には、本調停条項に定めるほか、本件に関し、債権債務のないことを確認する。
- (4) 調停費用は、各自の負担とする。

議案第71号 公の施設の利用に関する協議について

(所管課所・建設局下水道部下水道維持管理課)

市の公の施設を春日部市の住民の利用に供することについて同市と協議するため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 公の施設の名称
さいたま市公共下水道
- 2 公の施設の利用区域
春日部市花積の一部(1.6ヘクタール)
- 3 経費の負担及び利用の条件
公共下水道施設利用については、法令並びに春日部市の条例及び規則による利用者負担を除き、その都度両市で協議して定める。

議案第72号 包括外部監査契約について

(所管課所・総務局総務部総務課)

包括外部監査契約を締結するため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の目的
包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期
平成27年4月1日
- 3 契約金額
1,760万4,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方
西村 克広

《道路議案》

議案第73号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

- 一般 13路線

開発 9路線 計22路線

議案第74号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 3路線

開発 0路線 計3路線

《人事議案》

議案第75号 教育委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

教育委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

議案第76号～議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

固定資産評価審査委員会委員に選任するため、同意を求めるもの。

議案第79号・議案第80号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

議案第81号 埼玉県公安委員会委員の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

埼玉県公安委員会委員として推薦するため、同意を求めるもの。

議案第82号～議案第88号 土地利用審査会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

土地利用審査会委員に任命するため、同意を求めるもの。